

# 全動薬協会報

No.378

一般  
社団法人 全国動物薬品器材協会

2026年3月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

## 目次

### ○農林水産省等のお知らせ（2026年1月10日～2026年3月12日）

#### ・薬事関係

- 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正 ……………2
- 動物用医薬品等取締規則の一部改正 ……………2
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する  
指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正 ……………3
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する  
指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正 ……………4

#### ・家畜衛生関係

- 韓国で口蹄疫発生 ……………5

#### ・その他

- 愛玩動物看護師の動物愛護・適正飼養分野での活躍推進説明会（民間企業向け）の動画配信 ……………7
- 港湾運送事業における適正取引推進ガイドラインを策定 ……………7

### ○農林水産省等の報告・統計から

- 都道府県別の犬の登録頭数と予防注射頭数等（平成26年度・令和6年度） ……………8
- 動物用医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品販売高年報 ……………9
- 農林水産省消費・安全局7年度補正・8年度予算概算決定の重点事項 ……………11

### ○事務局だより

- 「令和6年度総合的な備蓄体制の推進に向けた民間在庫緊急調査委託事業」による調査 ……………12
- コード整備のための調査の実施（卸会社・賛助会員対象） ……………12
- 協会主催令和8年度認定更新研修・新規認定研修スケジュール（案） ……………12
- コード啓蒙普及用冊子2種（A4・A5）を発行 ……………14
- 第57回総会（令和8年5月21日）・理事会案内（令和8年4月27日） ……………14

### ○協会ホームページから

- 第1回動物薬流通シンポジウムの動画を配信（会員・賛助会員等対象） ……………15
- 講演「毎日の食生活に安心と安全を。動物薬業界で働くということ」（動物薬業界紹介ビデオ）  
シンポジウム

### ○連載 「変革期の獣医療業界を支える卸売業」第5回（別刷カラー版）

◇

## ○農林水産省等のお知らせ

### ☆☆薬事関係

事務連絡

令和8年1月21日

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課課長補佐  
(薬事審査管理班担当)

### 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第3号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

#### 記

##### 1 改正の内容

- ・既存の「d-クロプロステノールを有効成分とする注射剤」の使用者が遵守すべき基準について、「d-クロプロステノールナトリウムを有効成分とする注射剤」を含むよう動物用医薬品の項目を改正した。それに伴い、同動物用医薬品及び既存の「クロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤」の使用者が遵守すべき基準の「用法及び用量」の内容を整備し、d-クロプロステノール及びクロプロステノールの量に換算して投与しなければならないことを明確にした。

##### 2 施行期日

令和8年1月21日

##### 3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

- ・d-クロプロステノールナトリウムを有効成分とする注射剤  
販売名：ダルマジシンク（共立製薬株式会社）

効能又は効果：

牛：発情周期の同調、黄体退行遅延に基づく卵巣疾患の治療（黄体遺残、黄体嚢腫、鈍性発情、機能性黄体を有する無発情）、長期在胎及び胎盤停滞の治療

豚：分娩誘発

◇ ◇ ◇

事務連絡

令和8年2月26日

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課課長補佐  
(薬事審査管理班担当)

### 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の8第1項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第55号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

#### 記

##### 1 改正の概要

- ・指定医薬品及び要指示医薬品の指定

犬のノミ及びマダニの駆除に使用するフルララネルを有効成分とする注射剤の承認に伴い、フルララネルを指定医薬品及び要指示医薬品に指定する。ただし、フルララネルを有効成分とする内用剤については、指定から除外する。

また、猫の全身性高血圧症の治療に使用するアムロジピンを有効成分とする製剤の承認に伴い、アムロジピンを要指示医薬品に指定する。

## 2 公布の日

令和8年2月26日

## 3 参考

今般承認される動物用医薬品（フルララネルを有効成分とする注射剤及びアムロジピンを有効成分とする製剤）の概要は以下の通りです。

- ・フルララネルを有効成分とする注射剤  
販売名：ブラベクト365  
(MSDアニマルヘルス株式会社)  
効能又は効果：犬：ノミ及びマダニの駆除
- ・アムロジピンを有効成分とする製剤  
販売名：アモディップ錠 1.25mg  
(セバ・ジャパン株式会社)  
効能又は効果：猫：全身性高血圧症の治療

◇ ◇ ◇

医薬発0121第1号  
令和8年1月21日

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第5号）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 指定薬物の指定

#### (1) 新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ①2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ②1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)メチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③N-シクロプロピル-4-ヒドロキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和8年1月21日)から起算して10日を経過した日(令和8年1月31日)から施行する。

◇ ◇ ◇

医薬発0304第1号  
令和8年3月4日

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第20号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお

願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる4物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ①イソプロピル=1-(1-フェニルエチル)-1*H*-イミダゾール-5-カルボキサレート及びその塩類
- ②1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
- ③*N,N*-ジエチル-7-メチル-4-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-*fg*]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ④4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

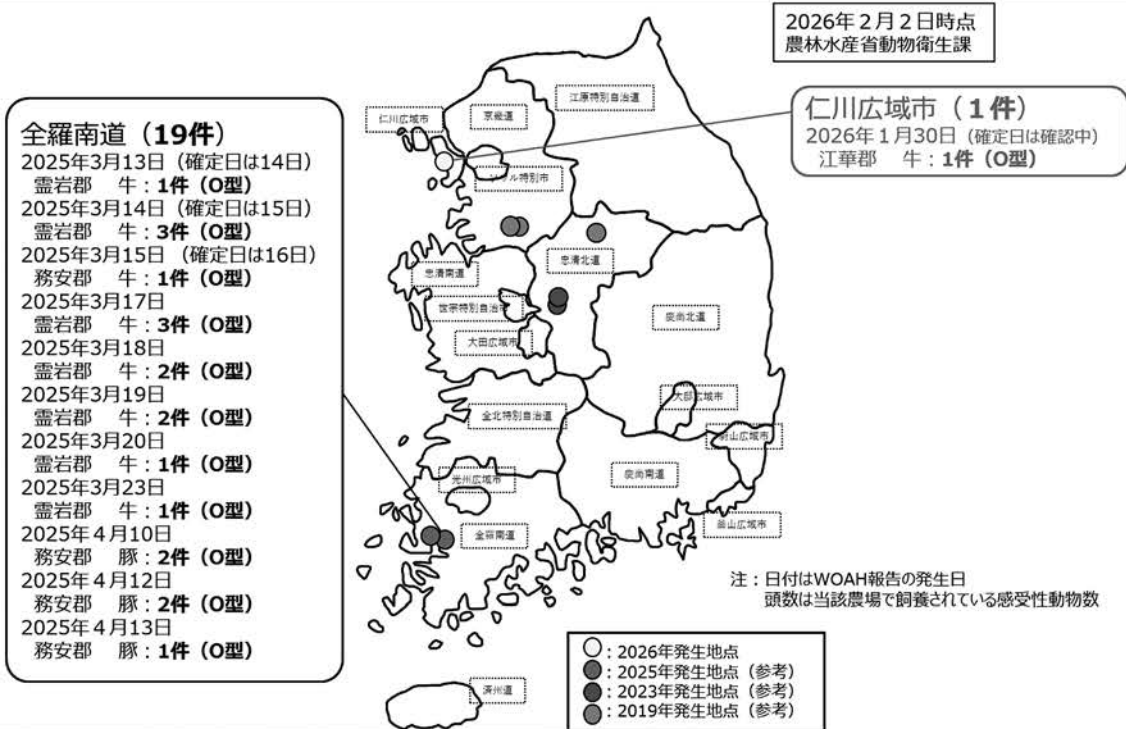
2. 施行期日

公布の日(令和8年3月4日)から起算して10日を経過した日(令和8年3月14日)から施行する。

# 韓国で口蹄疫が発生！

今一度、発生予防を徹底しましょう！

韓国では、2026年1月に9ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。



## 豚農家の皆様へ 発生予防の徹底をお願いします！

- 農場の出入口に看板を設置するなどにより、関係者以外の立入を制限しましょう。
- 農場の出入り時は、専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒するとともに、持ち込む物品や出入りする車両の消毒を徹底しましょう。
- 畜舎の出入り時は、専用の靴・衣服※を着用し、手指を消毒するとともに、飼養管理で使用する物品は定期的に消毒しましょう。  
※ 大臣指定地域に限る。
- 従業員の方も含め、口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控えるとともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- 毎日、飼養家畜の健康観察を行い、疑わしい症状があれば直ぐに通報しましょう。

関係者以外  
**立入禁止**

DO NOT ENTER

裏面も  
チェック！

## 専用の衣服・靴等の着用や効果的な消毒を実施しましょう！

- ・ 衛生管理区域に立ち入る場合には、専用の靴や衣服を着用し、手指消毒を実施しましょう。
- ・ 畜舎ごとに専用の靴・衣服※を着用し、手指消毒を実施しましょう。  
※大臣指定地域に限る。



専用の服や靴の使用、手指消毒

### ◎効果的な消毒のポイント

- ・ 靴や衣服が汚れた時には、洗浄・消毒しましょう。踏込消毒槽の消毒液は、汚れで効果が薄れるので、まずは汚れを落としてから消毒しましょう。また、消毒液が汚れていたら、直ちに交換しましょう。
- ・ 農場に出入りする車両を消毒する時は、タイヤのみを消毒するのではなく、泥よけの内側部分まで消毒し、衛生管理区域内で降車する場合に農場専用のフロアマット等の使用や車内（ハンドルやドアノブ等）の消毒を実施しましょう。



推奨される踏込消毒槽の設置方法！

②消毒液の槽

①水洗の槽



汚れをしっかりと落としてから消毒！



車両はタイヤだけでなく、泥よけの内側まで消毒し、フロアマットの交換やペダル等車内も消毒

### 《要注意》

- ★ 逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては不適です！
- ★ 消毒効果が弱まるので、酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと！

## 疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に泡状のよだれを流したり、口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）ができるのが特徴です。

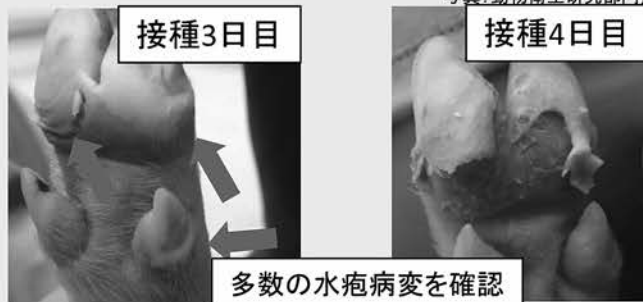
### ～豚の症状～

写真：宮崎県提供



< A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果 >

写真：動物衛生研究部門提供



接種3日目

接種4日目

多数の水疱病変を確認

➡ 毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

連絡先：

（最寄りの家畜保健衛生所の連絡先を記入しておきましょう！）



☆☆ その他

【愛玩動物看護師の動物愛護・適正飼養分野での活躍推進説明会(民間企業向け)の動画配信について】(農林水産省)

1月22日より、昨年12月25日に開催された民間企業向けの説明会の様子が公開されました。

以下のリンクより、ぜひご覧ください。

- YouTube「愛玩動物看護師の動物愛護・適正飼養分野での活躍推進説明会(民間企業向け)」

[https://youtu.be/bnv\\_h1ztGmY](https://youtu.be/bnv_h1ztGmY)

- 動物愛護管理室ウェブサイト

環境省\_愛玩動物看護師法「動物の愛護と適切な管理」

(質問受付について)

- 『愛玩動物看護師の動物愛護・適正飼養分野での活躍推進説明会(民間企業向け)』動画配信内容に関するご質問について

回答受付期間：

令和8年1月21日(水)～2月4日(水)まで

<https://forms.office.com/r/zARdYZ1iyp>

質問への回答は後日同HP上に掲載予定です。

\*\*\*\*\*



令和8年2月3日  
港湾局港湾経済課  
国土交通省

港湾運送事業における適正取引推進ガイドラインを策定しました  
～適正な運賃・料金の設定・収受、不適正な取引の是正に向けて～

港湾運送事業の適正な運賃・料金の設定・収

受などの取引環境を改善するため、「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン」を策定しました。

- 港湾運送事業は、近年、船舶の入出港や貨物の搬出入に合わせた港湾における厳しい労働条件や労働環境に加え、国内の生産年齢人口の減少等に伴い、担い手不足が深刻化しています。

- 令和7年6月に公表した「港湾労働者不足対策等アクションプラン2025」の策定にあたり実施した実態調査において、港湾運送事業の担い手不足の常態化が予想される結果となり、運賃・料金の収受状況についても、価格転嫁が十分ではないとする声が多い状況が浮き彫りになりました。

- このような状況を改善するためには、船社・荷主と港湾運送事業者が対等な立場で運賃・料金協議等を行い、労働条件や労働環境に見合った人件費等の必要な費用が適切に反映された運賃・料金を設定・収受できる取引環境の整備が必要です。このため、令和7年9月から4回にわたり「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン検討委員会」を開催し、今般、「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン」をとりまとめました。

- 今後、港湾運送に直接関わる船社・荷主・港湾運送事業者だけではなく、港湾経由の物流の恩恵を享受するサプライチェーン全体において本ガイドラインの理解が促され、適正取引が推進されるよう、国土交通省は、関係省庁や業界団体と連携して本ガイドラインの積極的・効果的な周知と活用促進を図ります。

○農林水産省等の報告・統計

☆都道府県別の犬の登録頭数と狂犬病予防

注射頭数等（平成27年度・令和6年度）

全国の犬の登録頭数は6,048,725頭(6年末)

と、前年比わずかに減少しました。9年前には6,526,897頭(平成27年末)でこの間に7%減少しています。(首都圏や関西圏では減少していませんが北海道、宮城県等で減少率大)

令和6年度（年度末現在）

	登録頭数 ※1	予防注射 頭数 ※2	注射率 ※3	徘徊犬の抑留 及び返還頭数		死亡届 出件数
				抑留 ※4	返還 ※5	
全国	6048725	4281702	70.8%	11792	5822	433484
北海道	234280	156942	67.0%	306	123	17697
青森県	49776	42512	85.4%	118	111	4398
岩手県	54183	45747	84.4%	92	80	4520
宮城県	101163	81283	80.3%	228	166	8517
秋田県	33157	25907	78.1%	47	29	2903
山形県	36777	32301	87.8%	62	56	3219
福島県	86061	65374	76.0%	279	214	8124
茨城県	155572	101328	65.1%	924	18	12525
栃木県	98574	65784	66.7%	530	151	6449
群馬県	104756	76015	72.6%	385	277	8276
埼玉県	348398	250012	71.8%	345	227	24741
千葉県	320995	220777	68.8%	534	319	24208
東京都	558579	387473	69.4%	18	15	35937
神奈川県	434721	327777	75.4%	187	131	29514
新潟県	79823	68815	86.2%	96	78	7001
富山県	41861	32734	78.2%	57	51	3397
石川県	47452	34904	73.6%	100	64	2919
福井県	29974	23621	78.8%	20	19	2199
山梨県	41375	29273	70.8%	268	224	3035
長野県	97020	79827	82.3%	357	303	10047
岐阜県	113443	87412	77.1%	202	147	9730
静岡県	188560	147152	78.0%	274	205	16376
愛知県	420901	317326	75.4%	522	353	29570
三重県	111435	80600	72.3%	129	91	8277
滋賀県	79295	52811	66.6%	94	62	5286
京都府	114192	79787	69.9%	50	21	7925
大阪府	412545	252872	61.3%	39	32	23966
兵庫県	279840	198476	70.9%	38	17	21609
奈良県	56104	42296	75.4%	28	7	3047
和歌山県	48605	29903	61.5%	130	35	3476
鳥取県	21260	17377	81.7%	65	46	1631
島根県	31064	22911	73.8%	-	-	2464
岡山県	100744	66702	66.2%	724	120	6300
広島県	144324	101913	70.6%	123	11	8806
山口県	71490	55867	78.1%	262	75	5324
徳島県	41528	26111	62.9%	342	60	2840
香川県	68046	43701	64.2%	171	28	4741
愛媛県	79734	48443	60.8%	376	72	4279
高知県	38222	23546	61.6%	107	28	2688
福岡県	259976	152686	58.7%	363	150	14090
佐賀県	38621	25336	65.6%	130	91	2773
長崎県	54941	39578	72.0%	225	79	4308
熊本県	80372	60335	75.1%	537	290	6220
大分県	54023	35975	66.6%	231	159	4114
宮崎県	53843	39972	74.2%	527	384	4219
鹿児島県	68782	50858	73.9%	471	302	5874
沖縄県	62338	33350	53.5%	679	301	3925

平成27年度（年度末現在）

	登録頭数 ※1	予防注射 頭数 ※2	注射率 ※3	徘徊犬の抑留及び返還 頭数	
				抑留 ※4	返還 ※5
全 国	6,526,897	4,688,240	71.8%	31,578	12,242
北海道	261,502	183,449	70.2%	1,103	534
青 森	62,478	53,502	85.6%	468	183
岩 手	69,935	60,651	86.7%	218	135
宮 城	125,590	103,124	82.1%	628	382
秋 田	38,933	31,750	81.6%	133	62
山 形	42,936	39,622	92.3%	183	131
福 島	106,027	79,812	75.3%	860	444
茨 城	176,628	118,387	67.0%	1,851	110
栃 木	112,685	76,806	68.2%	1,199	314
群 馬	122,036	93,017	76.2%	1,362	586
埼 玉	370,992	263,731	71.1%	1,230	678
千 葉	324,284	236,078	72.8%	1,580	488
東 京	519,061	379,873	73.2%	73	50
神奈川	473,070	366,121	77.4%	797	512
新 潟	98,566	88,093	89.4%	337	251
富 山	47,839	36,177	75.6%	148	99
石 川	50,881	35,421	69.6%	204	134
福 井	32,616	23,620	72.4%	70	46
山 梨	50,339	37,411	74.3%	630	485
長 野	114,872	106,116	92.4%	714	554
岐 阜	130,442	101,582	77.9%	629	357
静 岡	224,060	179,012	79.9%	786	523
愛 知	454,922	351,054	77.2%	1,432	847
三 重	129,181	89,724	69.5%	442	238
滋 賀	81,045	55,001	67.9%	432	177
京 都	122,168	81,178	66.4%	239	85
大 阪	384,937	240,023	62.4%	163	87
兵 庫	310,671	209,671	67.5%	233	66
奈 良	59,247	43,280	73.1%	169	56
和歌山	48,731	30,837	63.3%	302	76
鳥 取	24,456	18,102	74.0%	177	98
島 根	35,650	27,324	76.6%	185	91
岡 山	104,348	61,243	58.7%	794	216
広 島	143,241	99,995	69.8%	210	60
山 口	81,684	60,291	73.8%	1,242	116
徳 島	40,577	25,482	62.8%	689	42
香 川	70,295	42,714	60.8%	338	30
愛 媛	82,692	48,478	58.6%	1016	177
高 知	45,763	29,357	64.2%	353	90
福 岡	258,425	151,223	58.5%	850	270
佐 賀	42,400	29,232	68.9%	331	109
長 崎	67,471	49,578	73.5%	680	220
熊 本	98,841	70,211	71.0%	1,669	494
大 分	65,926	38,718	58.7%	629	263
宮 崎	61,109	45,127	73.8%	1,046	443
鹿 児 島	90,797	64,794	71.4%	1,239	469
沖 縄	66,548	32,248	48.5%	1,515	364

左紙面 8ページ統計表の脚注

- ※1 登録頭数：狂犬病予防法第4条第2項の規定により、年度末現在において、原簿に登録されている頭数
- ※2 予防注射頭数：狂犬病予防法第5条第2項の規定により、市町村長が、年度中に交付した予防注射済票の数
- ※3 注射率：予防注射頭数を登録頭数で割った場合の割合
- ※4 抑留：狂犬病予防法第6条第1項及び第18条第1項の規定により、その年度中に狂犬病予防員が抑留した犬の頭数
- ※5 返還：狂犬病予防員が抑留した犬のうち、狂犬病予防法第6条第7項に規定する通知により、所有者の求めに応じてその年度中に返還した犬の頭数



☆動物用医薬品、医薬部外品、医療機器及び  
再生医療等製品販売高年報（令和6年）

農林水産省（動物医薬品検査所）発表の令和6年の販売額（製造メーカー報告）は1,555億円でした。

第1表 動物用医薬品・医薬部外品・医療機器・再生医療等製品の販売高及び許可業者数

〔金額単位：千円〕  
Unit : ¥1,000

年次 Year	区分 Classification		許可数* Number of Licences	販売高 Sales Amount	届出提出業者数** Number of Company Submitted Report
令和6年 (2024)	医薬品製造販売業 Drug Marketing Approval Holder	医薬品 Medicines	145	137,434,645	615
		医薬部外品 Quasi-Drugs	52	2,105,845	
		医療機器 Medical Devices	313	14,263,752	
		体外診断用医薬品 In Vitro Diagnostics	28	-	
		再生医療等製品 Regenerative Medicinal Products	2	37,404	
	製造業 Manufacturer	医薬品 Medicines	246	-	
		医薬部外品 Quasi-Drugs	72		
		医療機器 Medical Devices	430		
		体外診断用医薬品 In Vitro Diagnostics	56		
		再生医療等製品 Regenerative Medicinal Products	3		
		計		1,347	

\* 許可数については年度集計

\*\* 届出提出業者数：動物用医薬品等取締規則第71条の2、第76条、第91条の58、第91条の65、第91条の134及び第91条の140により届出が提出された業者数

(次頁につづく)



第2表 薬理作用別分類の販売高

〔金額単位：千円〕  
Unit: ¥1,000

分類番号 No.	薬理作用別の分類 Classification by Pharmacological Action	医薬品 Medicines	医薬部外品 Quasi-Drugs	計 Total	販売高 百分率 %
8791	神経系用薬 Agents affecting nervous system	4,240,417	0	4,240,417	3.0
8792	循環器官、呼吸器官及び泌尿器官系用薬 Agents affecting circulatory organs, respiratory organs and urinary organs	4,884,890	0	4,884,890	3.5
8793	消化器官用薬 Agents affecting digestive organs	4,435,352	68,058	4,503,410	3.2
8794	繁殖用薬 Agents for breeding	3,418,865	0	3,418,865	2.5
8795	外用薬 Agents for external use	3,797,331	338,149	4,135,480	3.0
8796	代謝性用薬 Agents affecting metabolism	11,597,571	0	11,597,571	8.3
8797	病原微生物及び内寄生虫用薬(生物学的製剤、消毒剤 を除く) Agents against pathogenic micro-organisms and parasites (except biological products and disinfectants)	41,393,487	0	41,393,487	29.7
8798	生物学的製剤 Biological preparations	36,991,231	0	36,991,231	26.5
8799	治療を目的としない医薬品 Agents for not mainly purpose of therapeutic	26,675,501	1,699,638	28,375,139	20.3
	計 Total	137,434,645	2,105,845	139,540,490	100.0
	販売高百分率 %	98.5	1.5	100.0	

# 消費・安全局 令和7年度補正予算・令和8年度予算概算決定の重点事項

令和7年度補正予算額【68億円】  
令和8年度当初予算 概算決定額【362(357)億円】  
※デジタル庁計上分も含む ※下記数値は、一部重複計上あり

消費・安全局  
令和7年12月

## 家畜の伝染性疾病等への対応強化

### (1) 家畜の伝染性疾病等の発生・侵入予防とまん延の防止

家畜伝染病予防費等 補正【33億円】 当初【74(74)億円】  
消費・安全対策交付金 補正【13億円】 当初【19(19)億円】の内数

(水際検疫体制の強化)

- ・ 動物検疫所検疫探知犬による探知業務や国際郵便物も含めた検査の着実な実施
- ・ 国内における憲法輸入畜産物の検査・廃棄に係る体制構築

(鳥インフルエンザ対策パッケージの具体化)

- ・ 養鶏集中地域や過去統廃地域における塵埃対策等の飼養衛生管理の徹底・強化
- ・ 農場の分割管理推進のための施設整備
- ・ 民間事業者育成のための防疫演習の支援や化製処理等の方法の確立に向けた検証

(野熱ロードマップに基づく対策・アフリカ豚熱対策の推進)

- ・ 野生動物侵入防止壁の整備等の野生イノシシ対策の強化
- ・ アフリカ豚熱発生時の初動対応のための資材備蓄

(家畜伝染病対策の着実な実施)

- ・ 家畜伝染病予防法に基づく防疫措置に係る負担金や手当金の継続的な交付
- ・ ランペー・スギン病等のまん延防止のための媒介吸血昆虫対策
- ・ 地域課題となっている慢性疾病の清浄化
- ・ 移動式レンジリング装置の配備

※ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進の観点を含む

### (2) 産業動物獣医師の確保・診療効率の向上等による獣医療提供体制の整備

- ・ 産業動物獣医師を志す学生に対する修学資金の給付や体験実習による就業誘導
- ・ 技術向上、遠隔診療等による地域の獣医療提供体制整備



<国際空港で活動する検疫探知犬>



<鶏舎入気口に設置するフィルター>

## 病害虫への対応強化

### (1) 重要病害虫の侵入・まん延の防止等

消費・安全対策交付金 補正【13億円】 当初【19(19)億円】の内数  
植物防疫事業交付金等 当初【14(14)億円】

- ・ ミバエ類等の侵入が確認された場合の初動防除の実施
- ・ 果樹産地におけるクビアカツヤカミキリの新たな防除体系の確立
- ・ 海空港・国際郵便物における輸入検査による水際対策の強化
- ・ ジャガイモシロシストセンチュウ等への迅速かつ集中的な緊急防除の実施

### (2) 「予防・予察」に重点を置いた総合防除の推進

消費・安全対策交付金等【20(20)億円】の内数  
補正【40億円】 当初【6(6)億円】の内数

- ・ 米どりの食料システム戦略推進総合対策(他局計上)
- ・ 総合防除の実践に関する指標の作成及び総合防除の指導者の育成
- ・ 地域一体となって実施する広域的な防除体制の構築



<ミバエ類の侵入調査>

## 安全な食品や生産資材の確保

### (1) 生産・製造現場と連携したリスク管理の推進

有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業等 補正【0.3億円】 当初【2.2(2.3)億円】  
消費・安全対策交付金【19(19)億円】の内数

- ・ 食品中の有害化学物質・微生物の汚染実態の調査、事業者等と連携した低減対策等の策定・普及等の計画的な実施
- ・ 農畜水産物、汚泥肥料におけるPFAS含有量の実態調査、知見の収集
- ・ 二枚貝等の海洋生物毒等のモニタリング及びびリスク管理体制の整備

### (2) 安全な生産資材の安定的な供給の推進【3.9(4.0)億円の内数】

- ・ 農薬、飼料、動物用医薬品等の生産資材について、使用基準や残留基準値の設定・見直しに必要な調査・残留試験等の実施
- ・ 家畜伝染病や薬剤耐性対策に資する二ーズの高いワクチン等の開発・実用化
- ・ ドローン用農薬等の登録拡大に向けた試験の実施

## 食育の推進

消費・安全対策交付金等【20(20)億円】の内数

### ○ 官民連携による食育活動の全国展開

- ・ 食育推進全国大会や食育活動表彰等のほか、官民連携食育プラットフォームの運営や食育実践優良法人顕彰の実施
- ・ 市町村食育推進計画の効果的な推進に関する調査



<生産者と消費者との交流イベントの開催>

### ○ 地域での食育の推進

- ・ 総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出
- ・ 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物の活用の促進



<学校給食における地場産物活用>

## 円滑な食品アクセスの確保

補正【6.0億円】 当初【0.2(1.2)億円】

### ○ 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ・ 地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等

### ○ フードバンク・子ども食堂等の立上げや機能強化

- ・ フードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大の支援や多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化

◇ ◇ ◇

## ○事務局だより

### ☆「令和6年度総合的な備蓄体制の推進に向けた民間在庫緊急調査委託事業」による調査

昨年4月施行の食料供給困難事態対策法において、動物用医薬品が、食料の生産に必要な不可欠な資材（特定資材）の一つとして指定されたことから、食料供給困難の事態等の発生の兆候を把握するため、国は、平時から、特定資材等の出荷、販売、輸入、生産又は製造を行う事業者に対して、これらの状況について報告を求めることができることとされました。農林水産省では、令和8年1～2月、具体的な在庫の所在を把握するため、販売額が大きい卸会社10社を対象に調査を行いました。

◇ ◇ ◇

### ☆「コードの利用実態・意向調査」の実施（卸会社・賛助会員対象）

協会では、令和7年度から実施している「畜産用医薬品等情報収集提供・コード統一促進事業」（JRA助成）で、安定供給の国内外調査、研修強化とともに、動物薬へのコードの導入について取り組んでおり、卸会社を対象に、「コードの利用実態・意向調査」を実施し20数社から回答を得て集計しています。今後、賛助会員（メーカー）に、同様の調査協力をお願いする予定です。

◇ ◇ ◇

### ☆協会主催令和8年度認定更新研修・新規認定研修スケジュール（予定）

協会では全国の販売員等を対象に、動物用医薬品等販売員等認定研修事業で、実務経験者を対象とした「認定更新研修」（WEB研修、7年度から改変）及び新人等を対象とした新規認定研修（研修会とWEB研修を併用）を開催しています。令和8年度の予定は別添のとおりです。

（次ページP.13参照）

（変更される場合はホームページ等で公表）



## 2026(令和8)年度 認定更新Web研修関係スケジュール

7月 1日(水) 2026(令和8)年度認定更新Web研修 実施案内発信  
同日 受講申込受付開始

7月31日(金) 受講申込み締切 受講料納付※期限 8月20日(木)  
※協会が発行する請求書によりお払い込みください。

8月3日(月)～20日(木) 受講者により、指定URLページにて  
メールアドレス登録・パスワード等設定・受講可能確認

8月21日(金)～9月17日(木) 受講期間 4週間 受講者が各自視聴

8月27日(火)～9月17日(木) 視聴判定 → 判定結果は協会へ自動通知

9月下旬 協会「認定販売員名簿」整備 2026年度認定更新者登録

10月上旬 協会「認定販売員証」発行・発送 (表彰状形式・会社ごとに送付)

10月中旬 協会 認定番号を協会ホームページにて公開



日本中央競馬会 令和8年度畜産用医薬品等情報収集提供・コード統一促進事業

## 2026(令和8)年度 新規認定研修スケジュール

9月 1日(火) 開催・実施案内発信 2026(令和8)年度新規認定研修会・Web研修  
「新規認定研修会」参加申込み受付開始 / 「新規認定Web研修」受講申込み受付開始

9月30日(水) 参加・受講申込み締切 受講料払込※期限:10月20日(火)  
「研修会参加」 / 「Web研修受講」同日締切 ※協会が発行する請求書によりお払い込みください。

10月20日(火) 研修科目(15科目)のうちWeb視聴 6科目の講義動画を公開  
(協会HP専用ページにて公開)  
参加・受講申込み者全員に事前視聴可能な講義動画、視聴案内  
講義資料ダウンロード案内 発信

11月11日(水) 新規認定研修会 御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター  
12日(木) 東京都千代田区神田駿河台 4-6  
講義(1)～(9)、情報交換会、認定試験(選択肢回答・筆記)  
正答率70%以上の受講者(研修修了者)は、認定販売員に登録、  
固有の認定番号を付与、後日「認定販売員証」を所属会社へ送付。

11月26日(木) Web研修受講開始: Web受講者向け全講義動画の視聴案内通知  
Web受講者は、12/7までの間いつでも講義動画を視聴可能。  
※講義動画は令和9年1月下旬に協会HP会員専用ページにて公開予定

11月30日(月)～12月7日(月) Web試験期間 (8日間)  
正答率70%以上の受講者(研修修了者)は、認定販売員に登録、  
固有の認定番号を付与、後日「認定販売員証」を所属会社へ送付。

12月 中～下旬 研修修了者(試験合格者)に認定番号を付与、認定販売員証を送付。

2027年1月下旬 協会HP会員専用ページに、2026(令和8)年度研修講義動画を公開

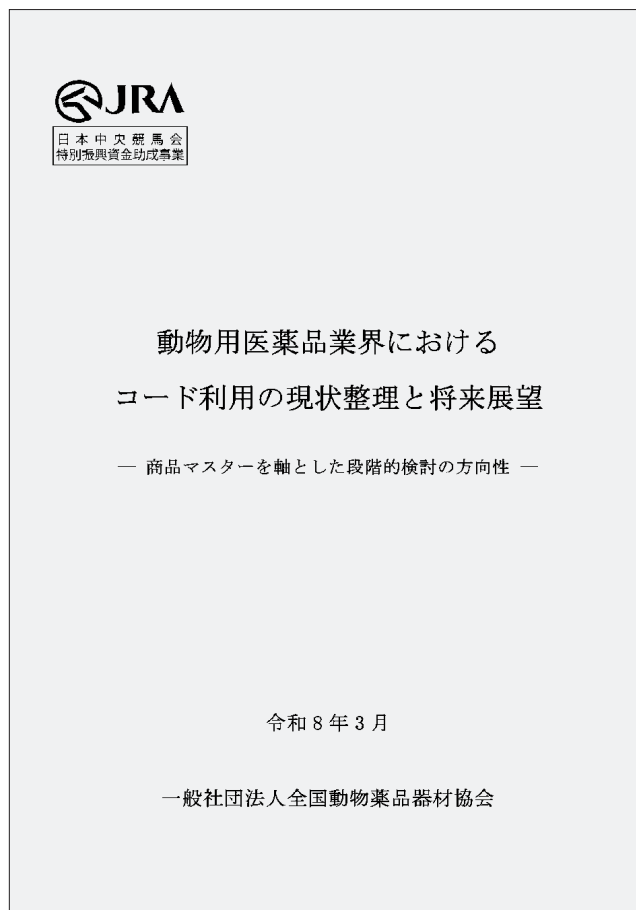


日本中央競馬会 令和8年度畜産用医薬品等情報収集提供・コード統一促進事業

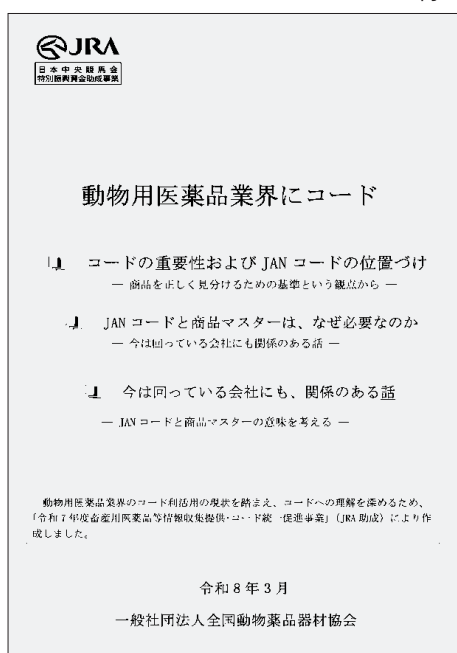
## ☆コード啓蒙普及用冊子2種類(A4・A5)を発行

協会では、コードに関する理解を深めるため、2種類の冊子「動物用医薬品業界におけるコード利用の現状整理と将来展望—商品マスターを軸とした段階的検討の可能性—」(A4判)と「動物用医薬品業界にコード(3題)」(A5判)を別添のとおり作成しました。ご要望の方は、事務局までご連絡ください。

A4判



A5判



## ☆第57回総会(令和8年5月21日)・理事会の開催案内

次年度の総会は、令和8年5月21日(木)に、東京港区竹芝のホテルアジュール竹芝で開催予定です。令和8年度第1回理事会は4月27日を予定。



## ☆都道府県協会会員の動き

都道府県協会の会員の退会があり、令和8年4月当初には188(前年同期194)となる見込です。



## ◎協会ホームページから

### ①「動物薬流通シンポジウム」(令和7年12月10日、東京御茶ノ水で開催) の映像を公開

2部構成で、前半は、氏政雄揮氏（アームズ(株)代表）による講演「毎日の食生活に安心と安全を。動物薬業界で働くということ」（人材確保等のため、業界の役割、責任、業界の未来等）。

後半のシンポジウムは、テーマ「動物用医薬品の未来と流通、業界の役割」で、ファシリテーターに氏政雄揮氏、シンポジストは青木博史氏（日本獣医生命大学教授）、境政人氏（前(公社)日本獣医師会副会長・専務理事）、相原夏実氏(協会理事長)の3名。

### ②協会報に連載「変革期の獣医療業界を支える卸売業」～第5回～を別途掲載。

### ③認定更新研修及び新規認定研修のコンテンツの視聴

令和7年度新規認定研修（7年11月開催）のコンテンツを、ホームページに掲載していますので、今週の新入生研修等にご活用下さい。会員のページ、あるいは一部「研修」の欄の「今視聴できる研修科目」から選択視聴できます。

### ④最新の会員名簿

「協会について」

→会員一覧、都道府県別」を参照



### 【お願い】

都道府県協会の会長・事務局の変更、会員の退会・新規加入、事務所移転等の際には、事務局にご連絡ください。

各種変更届の書式については、トップページの「協会について」から出力してご活用下さい。

### 【お願い】

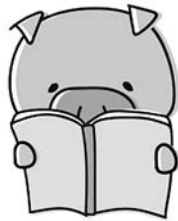
この協会報では、令和5年度から氏政雄揮氏（アームズ(株)代表）に執筆いただき、別添で連載しております。

現在は第2シリーズ「変革期の獣医療業界を支える卸売業」です。

読者の皆様から、是非、執筆内容へのご意見、ご感想、ご要望等をお寄せ下さい。⇒[協会ホームページにも掲載]

## 本会刊行図書案内

- **動薬手帳2026年版**(動薬ハンドブック)  
B6変形判 470頁 1300円(税込1430円)  
関係法規、一般製剤、生物学的製剤ほか



本会報の送付停止を希望される場合は、ご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

- 委員長 相原夏実(理事長)
- 副委員長 塩田 忠(専務理事)
- 委員 一柳吉孝(副理事長)
- ” 市野沢 信成(副理事長)
- ” 辻 眞 樹(副理事長)
- ” 松田 怜 士(常務理事)

全動薬協会報(隔月発行) No.378

発行所 一般社団法人 全国動物薬品器材協会  
〒113-0034  
東京都文京区湯島3-20-9  
緬羊会館3F  
TEL 03-5812-4177  
FAX 03-3834-5440  
E-mail: zdk1s@jadida.or.jp  
jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田 忠



こわい狂犬病から  
ぼくを守ってね

毎年1回の狂犬病予防注射を忘れずに!



研究開発元 一般財団法人 松岡科学研究所  
製造販売元 松研薬品工業株式会社

〒184-0003 東京都小金井市緑町5丁目19番21号  
TEL: (042) 381-0075 FAX: (042) 381-0344  
URL: <http://www.matsuken-yakuhin.com>  
E-mail: [daihyo@matsuken-yakuhin.com](mailto:daihyo@matsuken-yakuhin.com)

## ■ 松研狂犬病 TC ワクチン

劇 要指示 指定

### 松研の動物用生物学的製剤

#### 豚用ワクチン

- 豚熱生ウイルス乾燥予防液  
(豚コレラ生ウイルス乾燥予防液)
- 松研豚丹毒生ワクチン
- ポーシリス APP-N
- ポーシリス ERY
- ポーシリス STREPSUIS
- ポーシリス Begonia DF・10
- ポーシリス Begonia DF・50

#### 水産用ワクチン

- Mバック レンサ<sup>注</sup>
- Mバックイニエ
- 松研Mバック IPレンサ

#### 家畜用抗毒素

- 破傷風血清



 日本全薬工業株式会社  
 ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

www.zenoaq.com



## 一般財団法人 生物科学安全研究所

動物用医薬品・医療機器・再生医療等製品等の各種試験・検査受託

ISO17025 認定機関

- ▶ 家畜の各種血液検査・病理検査、微生物検査（菌株同定・薬剤感受性検査等）・寄生虫及び原虫検査
- ▶ 牛・豚感染症の検査（BL、BVD-MD、PRRS、PED 等）
- ▶ 犬猫の狂犬病抗体検査
- ▶ 動物用医薬品等の承認申請支援及びコンサルティング
- ▶ 家畜・家禽による残留試験 吸排分布試験、安全性試験及び各種毒性試験
- ▶ ワクチンの品質検査、有効性試験 安全・効果試験
- ▶ 臨床試験、市販後調査、薬剤耐性菌調査
- ▶ 寄生虫、原虫に対する薬剤効果試験

試験に関するご質問等は、ホームページのお問合せフォームからお気軽にご相談ください

〒252-0132 神奈川県相模原市緑区橋本台3-7-11

電話 042-762-2775 (代) / FAX 042-762-7979

URL <http://www.riasbt.or.jp/>

RIAS

検索



動物用医薬品 要指示 指定 使用基準

ジクラズリル製剤

# ベコクサン<sup>®</sup>

2.5mg/ml 経口投与剤

牛コクシジウム症、発症防止も治療も  
「ベコクサン」を



製造販売元(輸入)

MSDアニマルヘルス株式会社

東京都千代田区九段北 1-13-12 〒102-8667  
TEL (03) 6272-1099 (代表)

 **MSD**  
Animal Health

JP-VCN-23040002

# VETERINARY MEDICAL INNOVATION

広がる可能性、見え始めた光



bah 物産アニマルヘルス



犬(同種) 脂肪組織由来間葉系幹細胞

**ステムキュア®**

The proof is  
in your profit

Elanco

# Baycox

## その課題?

## コクシジウム

子豚のコクシジウム病はシストイソスポラ・スイス (*Cystoisospora suis*) の感染によって引き起こされ、生後2~3週によく見られます。

主な症状は、黄灰色~灰白色の特異的なペースト状の下痢で、5~6日間継続して排泄されます。

臨床症状を示さない「不顕性感染」も多く、*C. suis*に感染した子豚は、腸管粘膜の損傷を受け、病原微生物の二次感染により病態が悪化することがあります。

したがって、コクシジウムに感染すると、臨床症状を示さずとも腸管へのダメージはかなり大きく、発育不良となります。

**コクシジウム病の被害から子豚を守るには、  
生後間もない発症防止対策が重要です。**

豚用抗コクシジウム剤 動物用医薬品 要指示医薬品 指定医薬品 使用基準


# 豚用バイコックス™



最新の添付文書につきましては、  
こちらの動物用医薬品データベースをご確認ください。

Elanco

エランコジャパン株式会社

Elanco及び  : エランコ又はその関連会社の商標です。

PM-JP-25-0217-PC